

平成 2 1 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 1 年 2 月 1 6 日)

平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成21年2月16日(月)

○告示年月日 平成21年2月 9日(月)

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成21年2月16日(月) 午後2時00分

○閉 会 平成21年2月16日(月) 午後3時55分

○出席議員(14名)

1番	炭 本 範 子	2番	酒 井 弘 一
3番	阪 本 明 治	4番	山 本 喜 章
5番	上 好 忠 次	6番	山 口 勝 己
7番	坪 井 久 行	8番	今 方 晴 美
9番	青 山 まり子	10番	木 村 浩 三
11番	石 田 春 子	12番	岩 崎 宗 雄
13番	北 猛	14番	奥 野 卓 士

○会議録署名議員

11番	石 田 春 子	12番	岩 崎 宗 雄
-----	---------	-----	---------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木 村 要	理事(木津川市長)	河 井 規 子
理事(笠置町長)	松 本 勇	理事(和束町長)	堀 忠 雄
理事(南山城村長)	手 仲 圓 容		
会計管理者(精華町会計管理者)	北 岡 浩 將		

○事務局職員出席者

事務局長	林 幸 造	主幹	福 田 全 克
主査	國 子 慶 順		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第 4 議案第 2 号 平成 2 0 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 5 議案第 3 号 平成 2 0 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 6 議案第 4 号 平成 2 1 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件
- 第 7 議案第 5 号 平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件

平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成21年2月16日（月）

相楽会館 会議室

（午後2時00分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、広報掲載のため議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可することをご了承いただきたい。

平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんには、各市町村議会の活動など公私極めてご多用の中、ご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本年は、例年になく暖かい日が続きましたが、それでも春の訪れを待ちわびる今日この頃でございます。地球環境はCO₂の大量排出により年々悪化しており、このまま放置していると温暖化は一層進み、その反動としての気候変動により、人類の存亡にかかわる事態になると言われております。昨年の平均気温は世界全体で0.2℃、日本では0.4℃高かったそうでございます。今こそ、日本は公害防止技術の先進国として、その力を発揮することが求められていると思います。

一方、米国におけるサブプライムローンの破綻に端を発した金融不安は、全世界に影響を及ぼし、100年に一度と言われる大不況に陥っております。世界のトップ企業であるトヨタでさえ赤字決算と言われ、さらに円高により日本企業全体が同時不況に陥り、期間労働者の解雇はおろか正社員まで希望退職を募るなど雇用不安に陥っています。これに対して国を初め各市町村も雇用対策を打ち出していただき、万全とは行きませんが、一安心しております。また地方を取り巻く環境は、三位一体の改革、市町村合併・地方分権の推進により、従来とは様変わりし、現在ほど地方議会、議員の役割が求められていることはありません。現在の地方議会は、行政機関の監視や牽制機能を中心としてきましたが、これからは住民ニーズを的確に把握し、政策に反映させる政策提言型の議会への変革を要請されております。議員は地域住民の代表として、その責務と役割の重大さを深く自覚し、市町村自治に取り組んでいかねばなりません。

当組合議会においても、構成市町村議会と同じように、議会の活性化に取り組んでいく必要があると思います。

さて、今期定例会に提案されます案件は、平成21年度予算を中心に平成20年度補正予算及び条例一部改正等、極めて重要案件が提案されます。

慎重なご審議の上、適切妥当な結論を得られますことをお願い申し上げますと共に、円滑なる議会運営にご協力賜りますよう併せてお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

代表理事からのあいさつを受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事　皆さん、こんにちは。

平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日、ここに平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さま方におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、構成市町村の財政は、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等による非常に厳しい状況が続いております。そうした中、財源の約75%が構成市町村の分担金であります本組合としましては、事務の効率化を図りながら効果的な組合運営を目指し、経常経費の徹底した節減により歳出を抑える一方、し尿処理事業を中心に地域住民の期待に的確に応えられるよう各種事業に取り組んでいるところであります。

さて、昨年11月21日に開催しました定例議会以降の当組合の主な内容について、ご報告申し上げます。

まず、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところであり、職員1名を常駐させ、監督・指導に当たっております。これにより自立的な運転維持管理が可能となってきており、適正に処理業務が行われております。

次に、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業についてでございます。この事業は、7億円の基金の運用益をもってソフト的な事業を推進しております。第15回目となります今年度の「相楽ふるさと塾」につきましては、相楽圏域各市町村から23人が受講され、去る2月14日には修了式を行い、21人の方々が修了されました。また、2月8日には「第16回相楽の文化を創るつどい」が山城総合文化センター「アスパアやましろ」において開催され、12団体、298人が出演され、約550人の来場者があり、幅広い年齢層の方々の出演により市町村を超えた文化を通じての交流が深まり、相楽の地域づくりに大きな足跡を残したものと考えております。

最後に、「従来の広域行政圏に係る今後の取扱について」でございます。このことにつきましては、昨年12月26日に総務省から「定住自立圏構想推進要綱について」の

通知があり、この中に「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」については、本年3月31日をもって廃止されるとのことであります。また、「従来の広域行政圏に係る今後の取り扱いについて」も総務省から通知があり、今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により実施していくこととされております。

相楽圏域にあっては、広域的課題の解決のためにも引き続き広域圏事業を推進していく必要があると考えておりますことから、去る1月19日開催の定例理事会で、5市町村長が、当面の間は従来の広域行政圏施策を継続していくこととし、平成21年度末までに結論を出す方向で確認をさせていただいたところでございます。

さて、今定例議会に提案いたします議案は、平成21年度の一般会計予算及び特別会計予算など5件であります。

以上、ご報告を申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

議事日程のご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において指名いたします。

11番石田春子議員、12番岩崎宗雄議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る2月3日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成21年2月16日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

相楽郡広域事務組合職員の勤務条件は、国家公務員の勤務条件に準拠しています。今回、人事院より国家公務員の勤務時間を1日につき15分短縮する勧告がなされ、1週間当たりの勤務時間は平成21年4月から38時間45分、1日につき7時間45分に改正されることを受け、当組合職員の勤務時間についても国家公務員に準じて改正するものであります。

なお、本条例の施行日は平成21年4月1日といたします。よろしくご審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

酒井議員。

○2 番酒井議員 酒井と申します。

この条例改正案については、中身の上では、国と実は変わりません。ただし、この広域事務組合議会で、一昨年度です、議会にしたら1年半ほどの間にこういう重大な変更が矢継ぎ早に行われたというのを、私としては一方では大変問題だと思っております。国のぐらつきといいますか、それを反映して広域事務組合はもちろんですけれども、すべての自治体、市町村が影響を受けているわけですから、恐らく午前中の他の組合議会の今後におけます3月の定例議会においても同様の事案が出てくると思われますけれども、一体何でこんなふうな短期間の重大な変更が行われるのかなと私は不可解に思っています。そのあたりで提案理由には含まれる問題ではないと思うんですが、どういうふうなご見解をお持ちなのか参考に聞かせていただきたい。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 今の件でありますけれども、地方の議会が、要は地方の一部事務組合と言いましても、人事院制度というのはあくまでも国の制度の中で勧告があり、それを受けているわけでありまして、まさに一昨年、条例化して、またこれを変えるのは私も同じ思いでいるわけでありまして。しかし、勧告を受けております以上は、これにオーケーしたいということで提案させていただいているところであります。ご理解いただきたいと思っております。

○議長 酒井議員。

○2 番酒井議員 関連して意見を述べさせていただきたいと思っております。

現行条例では、1日8時間勤務で、そして1時間の休憩です。今回は、1時間の休憩することで7時間45分の変更になるわけですが、ずっと以前、そもそも労働基準法のもとでは当初、長いこと戦後、午前4時間、午後4時間の勤務の中に15分の休息をとということの定めがありました。それが現在なくなっているわけです。廃止されたわ

けです。あるのは休憩だけだと。ただいま、代表理事にご見解をとお尋ねしたのもそういう思いもありまして、一昨年の改定で休息がなくなったわけです。それは今回も変わらないわけです。そのあたりについてはどういうふうにお考えなのかと、改めてお聞きしたいです。

○議長 事務局長。

○林事務局長 事務局長です。ただいまの酒井議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいま代表理事の方からも答弁ございまして、基本的に公務員の勤務時間、あるいは労働条件については、前回の労働基準法をもとにして、いわゆる国の人事院制度の中で決められて、そのかわり本来、労働争議権とか交渉権とか、そういうものはございすけども、いわゆるスト権とかそういうのは現在はそういう中ではないわけでありす。だから第三者機関としてこういった国家公務員によれば、地方公務員についてはこういった人事院制度に基づいて民間とのいろんな格差ですか、是正をするというのが建前になっています。今、酒井議員がおっしゃったように、昨年、いわゆる休息、これは賃金が伴う、休憩は賃金が伴わないという分で、従前ご指摘のようにそういった改正が行われたんですけども、いわゆる休息についてはおかしいということで廃止になったところでございす。今回については、平成4年から平成7年までの5年間の50人以上の民間企業の調査の結果、7時間45分が民間の大勢だろうと、こういうことから公務員においてもそれぞれ地域にはいろんな中小企業はございすけども、公務員がそれぞれ地域の大きな役割を持っておるということで、いろいろと労働時間の対策については国際的な社会情勢もございすということから勧告されたわけでありす。今回、提案するに当たりまして関係市町村、あるいは一部事務組合、すべて確認をさせていただいて、今回提案をさせていただいたものでございす。よろしく願いす。

○議長 ほかにございせんか。質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに、ご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

○議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について
平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を、別添のとおり定めます。

平成21年2月16日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ467万円を減額し、補正後の総額を6億6,033万円とするものでございます。歳入歳出補正予算の内容でございしますが、まず歳入につきましては、市町村分担金は649万円の減、使用料及び手数料は350万5,000円の減、繰越金は510万5,000円の増、諸収入は22万円の増となっております。

次に、歳出では、総務費は財務会計ソフトリース料等66万円の減。また、し尿収集運搬業務委託料325万5,000円の減、精密機能検査委託料79万8,000円減など、衛生費は461万5,000円の減とするものが主なものでございます。

以上、平成20年度一般会計補正予算の概要を申し上げまして、提案説明といたします。よろしくご審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を省略してお諮りすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

これより採決を行ないます。

採決は、挙手によって行ないます。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数挙手）

○議長 ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、議案第2号 平成20年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 平成20年相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正

予算（第１号）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第３号を提案させていただきます。

議案第３号 平成２０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）について

平成２０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）を別添のとおり定めます。

平成２１年２月１６日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ３５万７,０００円を追加し、補正後の総額を１,１３３万７,０００円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の内容でございますが、まず歳入では、繰越金では、前年度繰越金の確定に伴い３８万１,０００円の増、雑入で２万４,０００円の減とするものでございます。

次に歳出では、振興費は広報誌の作成、相楽ふるさと塾などの実施に伴います事業執行残３７万１,０００円の減、予備費は７２万８,０００円の増額とするものであります。

以上、平成２０年度特別会計補正予算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を省略してお諮りすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

○議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第３号 平成２０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第４号 平成２１年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を議題と

いたします。

議案の朗読を省略して、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第４号を提案させていただきます。

議案第４号 平成２１年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について

平成２１年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を、別添のとおり定めます。

平成２１年２月１６日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

平成２１年度一般会計予算編成にあたりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めました。特に大谷処理場運転維持管理業務のうち機器修繕につきましては、「京都南部環境事業協同組合」から提出された見積書について、財団法人日本環境衛生センターに見積書の精査業務を委託し、その修繕が本当に必要かどうか、必要であればその額が妥当かどうかについて、第三者の立場から精査をしていただき、その額からさらに５％をカットし、予算額といたしました。

また、各市町村の企画、財政、衛生担当課長会議をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で理事会において決定をし、ご提案をさせていただくものでございます。

平成２１年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億５,３００万円といたしております。前年度比較では１,２００万円、１.８％の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず歳入では、分担金及び負担金、４億８,９０５万６,０００円で、歳入総額の約７５％を占めております。使用料及び手数料は、１億５,４８９万２,０００円で、歳入総額の約２４％を占めております。

次に、歳出につきましては、議会費は４２万５,０００円、総務費は３,４７５万５,０００円、衛生費は３億５,１３７万３,０００円、公債費は２億５,７００万９,０００円、予備費は９４３万８,０００円をそれぞれ計上いたしております。そのうち、衛生費及び公債費で、予算総額全体の９３.２％を占めております。

以上、平成２１年度一般会計予算の概要を申し上げまして提案説明といたします。

なお、事務局より補足説明をいたさせます。

よろしくご審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 事務局。

○福田主幹 事務局の福田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第４号 平成２１年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、補足の説

明を申し上げます。

一般会計予算の総額は、前年度より1,200万円の減、前年度当初比1.8%減の6億5,300万円といたしております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

3ページの事項別明細書の総括をご覧願います。

歳入合計で前年度の予算と比較しますと1,200万円の減となっておりますが、その主なものは大谷処理場運転維持管理業務委託料減等により、市町村分担金で1,172万4,000円の減、し尿くみ取り量の減に伴いますし尿くみ取り手数料の減等でございます。

歳出では、衛生費で、1,227万8,000円の減となっておりますが、大谷処理場運転維持管理業務委託料で、約840万円の減、精密機能検査等委託料で300万円の減、し尿収集運搬業務委託料で、28万5,000円の減等でございます。

それでは、予算の主な概要について歳出からご説明を申し上げますので、6ページをお開き願います。

1目、議会費に42万5,000円を計上しておりますが、これは議員報酬及び議会運営に要する経費を措置したものでございます。

1目、理事会費に29万8,000円を計上しておりますが、これは理事5名分の報酬及び旅費を措置したものでございます。

2目、一般管理費で3,221万5,000円を計上しております。ここでは事務局長の報酬、また職員3人分の人件費並びに組合運営に係る諸経費等を計上させていただいたところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

3目、相楽会館費として218万2,000円で、相楽会館の管理運営に係る直接的な経費を計上いたしております。

4目、公平委員会費を前年度と同額の3万2,000円を計上しております。公平委員3名の報酬と年1回公平委員会会議を開催しますための旅費を計上させていただいたところでございます。

9ページでは、1目、監査委員費といたしまして2万8,000円、前年度と同額を計上させていただいております。監査委員2名の報酬、旅費でございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

ここでは3款、衛生費でございまして、1目、清掃総務費で100万1,000円を計上させていただいております。前年度よりも26万3,000円増を見ておりますのは、職員の研修費、廃棄物処理施設技術管理者資格認定講習の負担金、旅費を新規計上させていただいております。

次に、2目、し尿処理費でございますけれども3億5,037万2,000円、前年度比較では1,254万1,000円、3.5%減となっております。主な内容は13節、委託料といたしまして3億5,027万7,000円でございます。

恐れ入りますが、資料集の4ページをあわせましてご覧いただきたいと思います。

また、お手元に正誤表を載せさせていただいております。3ページ、4ページのところで資料を訂正いたしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

資料集の4ページの委託料の説明欄にもありますとおり、一つ目が大谷処理場運転維持管理業務委託料としまして2億806万7,000円を計上させていただいております。資料集4ページの左側では、17年度から5年間の委託料の推移の表をつけさせていただいております。特に20年度の契約額と21年度の予算額との比較で845万1,450円、率としまして3.9%の減で計上させていただいております。

4ページの右側の資料にもありますように、ユーティリティー関係で895万5,000円、9%の減と経費削減を図りました。また、4番ですけれども、経年維持点検補修費としまして657万7,000円、11.8%減としております。先ほども代表理事からも提案説明がありましたとおり、維持補修費につきましては委託業者から43項目、1億1,492万5,000円の整備計画が提出されました。これらの整備計画の内容を財団法人日本環境衛生センターに委託をし、工事の必要性、額の妥当性等につきまして精査をし、費用対効果の検証、施設整備事業の平準化を図るとともに、さらに現場とも数回にわたり調整を行いました結果、5ページにありますように34項目、4,918万6,000円と約40%程度に抑えて計画しているところでございます。

恐れ入ります。先ほどの予算書の方の10ページに戻っていただきたいと思います。

委託料の二つ目ですが、し尿収集運搬業務委託料は1億3,271万5,000円計上させていただいております。し尿くみ取り業務につきましては、従来から6業者に委託しておりますが、構成市町の下水道整備、また合併浄化槽等の普及によりまして年々減少傾向にあるわけでございますけれども、平成21年度予算につきましては搬入量を1万2,065klと見込みまして1億3,271万5,000円を計上いたしております。平成20年度当初予算での1万3,300klと比較しますと、1,235kl、率としまして9.3%の搬入量の減となりますが、料金改正がなければ1,235万円の減となるところでございましたが、10円の値上げによりまして値上げ分として約1,200万円となりますので、結果的に28万5,000円、0.2%の減で計上いたしております。そのほか、水質・大気分析業務、槽清掃汚泥処分委託料、焼却灰運搬委託料及び焼却灰埋立委託料をそれぞれ計上させていただいております。前年度と比較しますと1億2,054万1,000円の減となりましたが、主な要因は、先ほどご説明をいたしました大谷処理場運転維持管理業務委託料の減のほか、精密機能検査の180万円、設計書精査業務委

託料の120万円の減等でございます。

次に、19節の負担金・補助及び交付金といたしまして、大阪湾フェニックスセンターへの負担金を9万5,000円計上いたしております。特に衛生費の合計で3億5,137万3,000円、前年度比較で1,227万8,000円の減でありますけれども、歳出総額の衛生費では53.8%と大きくウェートを占めたところでございます。

次に、11ページの公債費では、1目、元金で2億3,380万7,000円、また2目、利子で2,320万2,000円を計上いたしております。特にその公債費の比率につきましても全体の39.4%ということで、大谷処理場関係で先ほどの衛生費と公債費を含めると、全体の歳出予算の93.2%を占めているところでございます。

この公債費の内容ですが、もう既にご承知のとおりだと思いますが、平成9年度から12年度の4カ年の大谷処理場更新工事に係る起債が、27億1,640万円、また平成14年度の水源地更新工事に係る起債が、2,610万円。合計27億4,250万円、利子を合わせますと32億1,456万1,000円、これらの平成21年度分の償還額でございます。この額は、前回もご質問ありましたように、現在既にピークを迎えておりまして、24年度まで同額の2億5,700万円を返済していかなければなりませんし、最終、平成27年度まで償還が残ってございます。

続きまして12ページでは、予備費といたしまして943万8,000円、内訳としましては、説明欄にありますように純予備費を43万8,000円措置させていただいて、し尿くみ取り券売り捌き分としまして、900万円を措置させていただくものでございます。

続いて歳入でございます。4ページの方にお戻り願いたいと思います。

1目の分担金でございます。4億8,905万6,000円ということで、前年度比較で1,172万4,000円、2.3%の減としております。4億8,905万6,000円、歳入総額の74.9%と大きくウェートを占めております。この内訳が、1節、市町村分担金2億3,204万7,000円。説明欄にありますとおり、広域圏分担金で892万5,000円、相楽会館分担金が396万2,000円、し尿処理分担金2億1,916万円。2節、処理場更新公債費分担金といたしまして、先ほど歳出の公債費のところで説明をいたしました額、それを分担金として頂戴するもので、2億5,700万9,000円ということでございます。

それでは、市町村ごとの内訳でございますけれども、この予算書の13ページのところに記載をさせていただいております。13ページをお開き願いたいと思います。

ここで平成21年度の分担金一覧表ということで、先ほど申しました項目ごとに広域圏、相楽会館、し尿処理、処理場更新公債費ということで、市町村ごとに分担金額を計上させていただいております。木津川市で合計2億5,748万7,000円、構成比と

いたしまして52.6%をお願いするものであります。また笠置町で3,323万4,000円、6.8%、和束町で5,634万7,000円、11.5%、精華町で1億394万3,000円、21.3%、南山城村で3,804万5,000円、7.8%とそれぞれなっております。またこの分担金につきましては、14ページ以降、それぞれ内訳を記載させていただいておりますけれども、分担金条例に基づき、それぞれ割り当てをさせていただいております。

それでは続きまして、また4ページの方にお戻りいただきたいと思います。

1目、会館使用料でございます。相楽会館の使用料につきましては、前年度より25万円を減額し、40万円を計上するものであります。

次に、1目、衛生手数料でございます。1億5,449万2,000円、前年度より102万6,000円、0.7%の減となっております。先ほどの歳出の委託料のし尿収集運搬業務委託料と同じことなんですけれども、し尿くみ取り手数料を1億3,271万5,000円、1万2,065㎏分手数料を見込んでおります。10ℓ当たり110円ということで計上をさせていただいております。また浄化槽汚泥投入手数料といたしまして2,177万7,000円、1万1,200㎏分の手数料を見込んでおりまして、1,800ℓにつき3,500円の処理手数料を業者から頂戴するものであります。

次に、5ページをお願いします。

3款、繰越金900万1,000円を計上させていただくものであります。

次に、4款、諸収入、1目、預金利子で銀行預金利子5万円で、前年度と同額となっております。

2目、雑入といたしまして、コピー使用料を1,000円計上させていただいております。

次に、予算書の23ページ以降をお願いいたします。

23ページ以降につきましては、特別職並びに一般職の給与関係の明細をつけさせていただいております。

最後に、29ページの方では、組合債の現在高の見込みに関する調書ということで作成をさせていただいておりますので、またご覧いただきたいと思います。

以上、議案第4号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

酒井議員。

○2番酒井議員 質問をしたいと思います。2点伺います。

最初に4ページ。歳入にかかわる部分で、衛生手数料ということで先ほど詳しい説明がございました。し尿くみ取り手数料は0.7%の減で、その理由はこうと。それは10

円の値上げをしたことによって、これほどの経費にとどめることができるんだという趣旨の説明がございます。それはそうなんだろうと思いますけども、お尋ねしたいのは、その下です。し尿くみ取りの下、浄化槽汚泥投入手数料2,177万7,000円ということで、これも減になっています。といいますのは、20年度は当初予算額ですが2,235万8,000円という数字が出ています、予算で。今回、この部分も減になっています。説明の中にも言葉がございましたが、確かにし尿くみ取りは減少傾向にあるべきもの、むしろ浄化槽汚泥は増えていくんではないかと私らは普通に感覚として持っています。それでもなぜこれも減になるんだろうかという、これが疑問の1点です。

それからもう一つ、衛生手数料の上、相楽会館の使用料です。これも同じく減になっています。先ほどの今年度補正で65万であるのを40万に補正したいということでした。その金額どおりここに出ているわけですが、昨年のこの議会の後、私申しましたが、相楽会館の使用料の最大の問題は駐車場問題であったと私は理解しています。ここの駐車場確保の件で一つ大きな前進がございました。それをなぜ各構成市町村の広報誌や広域圏だより「だい好き！そうらく」などでPRをしないんだというふうにお尋ねしたわけですが、それはそんなことするものではないという答弁でしたが、私は京都府山城広域振興局の駐車場を借りることもできるんだという前進があったことをもっと住民の方に紹介していけば利用は増えるんじゃないかと、その努力についてはどんなふうにお考えなのか、以上2点です。

○議長 答弁願います。

事務局長。

○林事務局長 事務局長でございます。

ただいまの酒井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、駐車場というんですか、使用料のうちの相楽会館に係る減、25万円のことでございますけれども、これは木津高校が毎年ずっと夏休みに、いわゆる補習で約1カ月はずっと借りていただいたんですけども、今年度、木津高校が府立でございすけれども、京都府がクーラー設備を木津高校の学校内で整備をされたということで、相楽会館をご利用になれないと、またこれからもご利用にならないということでその分が減ったということでございます。相楽会館の運営なり今後の将来的なことについては、かねがね相楽圏域の相楽会館の役割としての目的は終わったなというのが共通の認識でございます。一つは各市町村のそれぞれのセンターなり、こういった公共的な住民の皆さんが利用できる施設がほとんど整備されたということと、従前、相楽単位で相楽連合婦人会とか、あるいは相楽郡の連合老人会とか、こういった相楽郡単位でのいろいろな団体がここを拠点に活動されていたんですけども、それも今の時代にどんどん団体自身も変わりまして、ほとんど利用がなくなってきたということも含めまして、今後相楽圏域の

拠点としての行政サービスのセンターとして、そうあるべきなんだということについては若干今後も検討していく中で、将来的にどうしていくかということを検討する時間をいただきたいということになっているということです。

それからし尿等の搬入量についての増減の問題については、これは、し尿全体は現行の下水道の進展によりまして、年5%ないし8%ぐらい減っているということでございます。ただし浄化槽汚泥については、これは今、酒井議員のご指摘がございましたように大きく減る年もありますし、そうでない年もあるんですね。これはいわゆるし尿くみ取りから合併浄化槽に変わるということになれば、浄化槽汚泥そのものを大谷処理場に持ってこられるんですけども、その浄化槽そのものがまた下水につながるかというもので、大きくなるということもございます。従いまして、我々としましては前年のいわゆる過去3カ年のデータをベースにして来年度の予算を推測していますので、この地域でいえば浄化槽が木津川市、あるいは精華町の方で今後、下水道はかなり進んでいきますので、その関係で浄化槽につないでいるものが、公共下水道につながりという下水道管とのいろいろな調査の結果ですね、こういった見込みをしているということでございます。以上でございます。

○議長 酒井議員。

○2番酒井議員 ご答弁いただきました。

最初に相楽会館の件で申されたんで、そこから行きます。

木津高校のクーラー空調設備が整ったということは結構なことです。高校生が自分のところの学校でやる方が望ましいなど。ただ事務局長の今のお話の中で、相楽会館の役割は終わった、確かにそういう流れがあります。検討に入っているのも事実ですけども、現に今あるわけですから、ある施設をどう今促進するかということについては、やはりこれは答弁としては間違っているんじゃないかと。例えばこの2月に木津川市で行われております、ふれあい文化講座というのがございます。例年は木津川市の中央交流会館でやっている講座なんですけど、そこが詰まっている関係で今月今回はここでやるという通知が来ています。そういうので現に利用はあるわけですし、利用促進の方法をもっと探るべきではないかと、これは努力すべき事柄ではないかと、前にも申したとおり、今ご答弁がありませんでしたが、あえて叱責しておきたいと思います。

それから浄化槽汚泥の手数料については、これは増える年もあって減る年もあって、もうそれだったらそれで何も言いようがないわけですが、そうおっしゃられたら。また推移については、今後の経過については様子をその都度お聞きしていきたいと思います。その点のご答弁は結構です。相楽会館の件で、もう一度お願いします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 決して相楽会館を使うなということではありません。大いに活用し

ていただいたらいいのでありますけれども、3年ほど前から、この相楽会館をどうするかということの議論の中で、駐車場の関係につきましては一応利用させていただくということになったわけでありまして、エレベーターをつけたり、あるいはバリアフリー対策をどうするかというそういった工事を導入するについては、今、市町村のいろんな財政事情が厳しい中で、現状のままこれを何とか解体をするとかやめるとかいうことではなしに、使っていただく方については大いに活用していただくということの中で来ているわけでありまして、当然いろいろ全面改装すればいいわけでありまして、それについては今、市町村の事情等があって、現状のままでということであります。そういうことでありますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 坪井議員。

○7番坪井議員 精華町の坪井でございます。私は環境施設及びごみ焼却場の問題をお聞きしたいと思います。

さきに本議会で、平成20年4月28日に相楽郡広域事務組合定例理事会として関係施設に関する確認書についてご説明をいただいたわけでございます。その中でごみ焼却場及びリサイクル施設について、相楽圏域で1施設という平成11年度策定のごみ処理広域化計画を基本として早期の再開に向けてあらゆる面から協議を進めるという、こういうことのご説明があったわけでありまして、それとつい最近、木津川市におきまして清掃施設の建設計画についてご報告、発表などあったわけでありまして、この建設計画とさきに申しました確認書との関係をどう考えるのかなというところがあります。

○議長 坪井議員、議題が少しずれてるように思うんですけど。

○坪井委員 これは一般会計の中で、今後、定例理事会としてやっていただけるものだというふうに思っていますので、当然、今年度の中でも考えるべきではないかというふうに思いますので、それと木津川市の建設計画との関係をぜひ聞かせていただきたいということで、ずれているとは思いませんけど。定例理事会の確認書方針の問題ですからね。

○議長 環境施設及びごみ焼却場の問題は、ここで答弁できるかできないか、ちょっと無理かと思えます。坪井議員。

○7番坪井議員 相楽郡広域事務組合のことについてお聞きしているわけではございませんので、あくまでも相楽郡広域事務組合定例理事会としての確認書でのご意見であり、今後の運営に向けての協議をどうしたらいいのかということ、現実に行進されている件とのかかわりでお聞きしていることです。

○議長 暫時休憩します。

○議長 再開いたします。

事務局長。

○林事務局長　　坪井議員のご質問のことです。非常に重要な課題でございますので、環境施設及びごみ焼却場の問題につきましては、これはし尿処理場の運営を含めてこれの環境事業についての啓発や予算関係でございます。今、坪井議員がご発言された件につきましては、いわゆる広域行政全体にかかわる話でございますので、後ほど次の議案でこういった問題も今後、相楽圏域の課題としてとり混ぜて、その辺から位置づけをしていただけたらというふうに思いますので、議長さんがおっしゃるように、この案件の中では答弁はできないと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長　　青山議員。

○9番青山議員　　1点お聞きをしたいと思います。

先ほどご説明にありましたように、21年度の予算は、収入のところで1,200万円、1.8%の減、市町村分担金が約75%ということで、従来からも分担金が大変だということで節減していただいて、少し努力していただいて、ずっと心がけのいいことだなというふうには思います。その中でお聞きをしたいんですが、先ほど説明ありました特に資料の4ページの分、4ページの下の方のところの分なんですが、この中でちょっと申したいと思うんですけども、説明の中で特に4の経年維持点検補修が、結果的には、1億1,492万5,000円から4,918万6,000円になったという取り組みがあったというふうに説明がありました。資料にもありますように、京都南部環境事業協同組合の整備計画では1億1,492万5,000円の整備内容が出されて、民間の日本環境衛生センターに見積もりの検証をお願いして、結果的にはこの金額になったという説明で理解するところですが、なぜこういうふうな2倍ぐらいの内容なのか。結果的になった内容とどのような検証がなされたのかがまず1点。それは次年度にその整備計画等は求められる内容なのかどうかというのが2点目ですね。

それから3点目には、この4番の経年維持点検補修費というのが4,000万円、数年を見ても4,000万円以上ずっとかかることになっていますが、まだ私も素人ではわかりませんが、そのぐらいかかる内容であるかというのが1点。もう1点、この中で2番の人件費が7人分ということで、仕事をしていただくという趣旨の委託であることは理解するわけですが、それでもこの辺での業務の低下は、今後、検討されるのかどうかという点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長　　事務局長。

○林事務局長　　事務局からお答えします。

青山議員のご質問につきまして、先ほど説明で1億1,492万5,000円の現場から要望がございまして、これについては現在、全部さわったり、直した場合がどんだけかかるかしらという形での提案、いわゆる要望でございます。優先順位という、何が必要なのかということを設定されております。まず優先が高いものとしては、32項目、

5,600万円、次に必要なものについては4項目、1,960万円、次に必要なものについては7項目、3,900万円という形で、現場に合ったものとしてはこれだけの補修点検改修工事は必要であるということでございますけども、これを1年に全部一遍にやるのではなくて、限られた財源の中で、あるいはいろんな運転操作を現場で常時する中で工夫していただくという中で今回予算化しているところでございます。なお、通年というか、例年の維持管理をできるだけ節減していけば、立場上削減していった方が望ましいんですけども、あまり本来、法律的に制度的にきちっと取りかえるものは取りかえていかないと、あと3年なり4年という大きな大事故につながる人が多いんですね。今回の民間性能発注は、そういったことをなくすために通年的にその部分をやっていただくというような形で整備し、また今回は専門的なご意見をいただきながら、おおむね妥当であるという確信のもとに予算をしているところでございます。

それからもう1点、人件費については、これは今後の見込みでございまして、類似施設も比較しても大体こういった今の76kl、あるいは80klぐらい、大体これぐらいの陣容であるというのは我々確信は持っておるんですけども、額についてはいろんな団体に、施設についても決して高くないということでございます。ただ今後、平成32年度には、いわゆる平成17年度に比べて半減する時期が来るわけですね。し尿及び浄化槽汚泥が。このときには若干の施設の工事とあわせて人員についても検討していきたいなというふうなことを考えております。ただ、し尿なりは年々減っていくから、いわゆる電気代も薬品代も人件費も皆減っていくのではないかとということでございますけども、今までのトータルは別にして、いろんなデータの中では薬品関係はやっぱり減りますけども、電気代、あるいは人件費等は、これは量そのものに比例しないということでございますので、ただ私たちも量が半減するというふうになってきた、それは大きな変更でございまして、施設のサイズに合わせて、その段階では人件費についても人数についても若干減少を考えていかなければいけないというふうに考えます。以上です。

○議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号 平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事の提案理由を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号 平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について
平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を、別添のとおり定めます。

平成21年2月16日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

平成21年度特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ1,330万円といたしております。前年度比較では440万円、49.6%と大幅な増となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず歳入では、財産収入は879万1,000円、繰越金は444万円、諸収入は6万9,000円をそれぞれ計上しております。

次に歳出でございます。

平成21年度は新規事業として、「観光シンポジウムの開催」、「観光パンフレットの作成」、「相楽地区文化交流事業交付金制度の創設」、「広域的課題の調査・研究事業」を実施するとともに、継続事業であります「市町村職員研修」、「相楽ふるさと塾」、「相楽の文化を創るつどい」、「広域圏だより“だい好き！そうらく”」、「ホームページ」の5事業を計画いたしております。これらの事業を推進するため、振興費は1,317万5,000円、予備費は12万5,000円を計上しております。

以上、平成21年度特別会計予算の概要を申し上げます。提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を事務局より求めます。

○福田主幹 議案第5号 平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

特別会計予算の総額は前年度より440万円、前年度当初比49.4%の増の1,330万円といたしております。

平成21年度の実施事業につきましては、資料集の10ページをご覧いただきたいと思います。

平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業計画案をご覧いただきたいと思います。

まず、平成21年度におきましては、従来からの「相楽ふるさと塾」（第16期）となります。21年度におきましては、21年10月から22年2月までの間、年10回、平成20年度は年9回ですので、1回ふやす形で計画をいたしました。次に、事業費の方が55万5,000円でございます。

それから、第17回相楽の文化を創るつどい、こちらにつきましては来年22年の2月14日、日曜日に、今回は加茂のあじさいホールをお借りをして、12団体程度を募集しまして、事業費は同額の50万円の補助金でこれを実施していきたいとこのような計画を立てております。

続いて職員研修事業、これは20年度に新規で取り組みました事業でございますけれども、これにつきましては、7月から8月にかけて3回、各構成市町村の職員を対象としました職員研修に取り組んでいきたいということで、27万9,000円ほど計上させていただきます。

次に、広域圏だより「だい好き！そうらく」の作成ということで、年2回、今年度も計画しておりまして、印刷費を105万6,000円、1部12円で予算計上をしているものでございますし、配布数につきましても木津川市の人口増に伴いまして500部増やしておりまして、1回につき4万4,000部ということで、全戸配布を計画しております。

また、ホームページの管理・運営ということで、サーバーの維持管理費を計上しております。更新作業は、職員で行い、新着情報を中心にホームページでの推進を図ってきたいとこのように思います。

10ページの右の方が新規事業となりまして、4事業を計画しております。

一つが、相楽地区の文化交流事業交付金の創設ということでございます。この分につきましても、11ページの左側でございますけれども、平成23年10月29日から11月6日まで9日間、京都府の各地で開催されます「第26回国民文化祭・京都2011」に向けまして、機運を高めるため、また相楽管内構成市町村における文化交流の促進を図ることを目的といたしまして、構成市町村に対しまして、ふるさと市町村圏基金の運用益の一部を交付しようとするものでありまして、交付の額はその資料にありますように、年800万円ということで、21年度から3カ年、800万円ずつということ

で考えておりまして、それぞれ各市町村ごとの金額はこの網かけをしたところでございます。それぞれ平成4年、5年に積み立てていただきました割合に基づきまして、800万円を割り当てさせていただいているところでございます。これらの制度を創設しまして、各市町村ごとに取り組みをされる文化交流事業に支援をさせていただきたいと考えております。

次に、10ページの二つ目ですが、観光シンポジウムの開催ということでございます。開催時期等は予定でございますけれども、年明け1月23日で、場所は私のしごと館を予定いたしまして、住民や各種団体に呼びかけまして、講演会、事例発表、またパネルディスカッションという方法で10万円の予算を計上いたしております。

また、相楽広域観光パンフレットの作成というところでございます。これにつきましては、平成22年度の平城遷都1300年祭、また国民文化祭に向けてこの相楽をPRしていこうということで、相楽圏域の広域パンフレットにつきましては、旧7か町村のパンフレットしかございませんので、今回、木津川市と相楽郡が一体となったパンフレットを計画しておりますし、これは作成に当たりまして作成委員会を設けまして、特に商工会も含めて広く作成していきたいとこのように考えておりまして、印刷製本費を計上しているところでございます。

また、広域的課題の調査・研究ということで各市町村、また一部事務組合の広域的課題としての必要性と関係市町村の意向を把握した中で調査・研究を行うという、その中で今後、広く意見聴取をしていきたいと。これらのための予算を計上させていただいております。

それでは予算書にお戻りいただきたいと思います。

予算書の歳入歳出予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず歳入の方から説明をさせていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

1款、財産収入でございます。1目、利子及び配当金879万1,000円でございます。説明欄にございますとおり、このふるさと市町村圏事業につきましては、各市町村から先ほどありましたように6億3,000万円、また京都府からの助成金7,000万円を合わせまして7億円の基金をお預かりしておるということでございます。その利息をもって、先ほど申しましたソフト的な事業、広域的なソフト事業を実施しているところでございまして、その基金の管理につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例第3条に基づきまして、「金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管する。」と、こういうような基本方針に基づきまして、現在は7億円を南都銀行加茂支店の5年の大口定期でお預けをいたしております。利率の方が年1.25%、運用益は874万9,000円を見込んでいるところでございます。これは平成19年3月

30日から24年3月30日までの5年間であります。ちなみに、現在の南都銀行での5年の大口定期の店頭表示が0.55%であり、全国平均では0.525%でございます。

また、7億円以外の基金といたしましては1,403万4,000円でございます。こちらは京都銀行木津支店に0.3%で1年定期で預ける計画でございます。その利息が4万2,000円になります。

次に、2款、繰越金を440万円見込んでおります。3款、諸収入、1目、預金利子1,000円、2目、雑入といたしまして6万8,000円計上いたしております。

続いて歳出でございます。

それでは、6ページをお開き願いたいと思います。

先ほど資料集の方でも説明をいたしました「平成21年度ふるさと市町村圏振興事業計画案」、こちらに掲げる事業を行うために歳出の方で振興費としまして1,317万5,000円を計上いたしております。

総務的な経費といたしまして、1目、振興総務費として86万5,000円を計上いたしております。

次に、2目、事業推進費で105万6,000円。年2回発行の計画をしております広域圏だより「だい好き！そうらく」の発行に係る印刷費であります。

3目、事業費につきましては、275万4,000円を計上させていただき、「相楽ふるさと塾」を開講する経費、市町村職員研修、ホームページのサーバー維持管理、新規事業の観光シンポジウムの開催、相楽広域観光パンフレットの作成、広域的課題の調査・研究事業に係る経費をここで計上させていただいております。

次に、4目、広域的事業推進費に850万円を計上いたしました。説明欄にありますように、第17回相楽の文化を創るつどい開催事業補助金といたしまして50万円でございます。前年度と同額計上となっております。

また、新規事業の相楽地区文化交流事業交付金としまして800万円を計上いたしております。

次に7ページ、2款、予備費で12万5,000円を計上させていただいております。

以上、日程第7、議案第5号 平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の内容説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

酒井議員。

○2番酒井議員 何点か質問がありますので。

まず最初に、資料集の10ページ、先ほど説明いただきましたが、10ページの右半分の観光シンポジウムの開催、新規事業ですが、その中で今補足説明があったシンポジウムの開催なんです、平成23年1月23日、これで正しいのですか。今現在は平成

21年だと思っんです。だから23年度だと2年後の話になりますので、それでふさわしいのかなのか、それが1点です。

2年後に行くと。2年後のことを今年度の予算で計上するんですか、そういう意味ですか。

○議長 答弁願います。

事務局長。

○林事務局長 事務局でございます。ただいま酒井議員のご質問の答弁で、平成22年でございます。失礼いたしました。

○議長 酒井議員。

○2番酒井議員 別の項目です。予算書で申します。

歳出の6ページ、7ページですが、まず1点は、4番の広域的事業推進費に850万円、それが特別会計全体が大きく金額が増えたということなんですが、このことで2点ほどございますけれども、この850万円のもとになっている440万円余りは本年度の繰越金が予定されています、昨年の説明どおり、予算書を見てもそうなってます。ですから、来年度の予備費は、たかだか12万円ほどですから、本年度から来年度にかけて420万円余り足して400万円、もっとですかね、その額がなくなった状態でも800万円のこういう継続事業を考えておられるのかなのか、趣旨としては国民文化祭にと、あと3年後の話です。だから来年度だけで終わる事業ではないと思いますので、その場合は当然予備費をあてにできないと。つまり市町村からの分担金をあてにしないと、金利をもとにした財源はさわらなくていけるわけですから、その中身はどう見通しておられるのか、それが1点です。

それから二つ目は、今の予想で申しましたら、市町村からお金をもらって、また市町村へ返すと、それはどうなんだろうかなと。実際、市町村へ800万円の、金額は変わるかもしれませんが交付していく、そんなやり方が果たして文化事業の振興というか、相楽郡広域事務組合の建前から言ってふさわしいことなのだろうか。もう少し説明をお願いしたいと思います。私の意見は、もっとしかるべき団体がいっぱいあるんじゃないかと、いろいろ。今回は予備費がありますからそれでいきますけども、市町村からお金を集めて、また市町村に返す、そういうおかしな仕組みのお金を相楽郡広域事務組合が持つことはふさわしいのかなのかということ。相楽郡広域事務組合の事業としてやっておるのであれば、しかるべき団体は国民の皆さんに通ずるような、またもっと言えば、国民の皆さんに名乗りを上げるか上げないかは関係なしに、活動している地域の団体がいっぱいあるわけです、NPO法人も含めて。そういうところへこそ支援をしていくのが、それが相楽郡広域事務組合のあるべき姿ではないかと私は思いますけども、どういうお考えですか、お聞かせください。

関連して、その上の3番の事業費で、相楽の文化を創るつどいのことで関連して申し上げておきます。アスピアやましろで今年開催されました相楽の文化を創るつどいでは、私も初めから終わりまで12団体と演技を鑑賞させていただきました。非常にそれぞれ素晴らしい内容のものであったと私は感激しております。相楽で行われているさまざまな文化事業がございますが、相楽合唱祭というのがあります。合唱サークルの合同発表会です。おおむね加茂の文化センターを会場にいただいています。あれはあくまで合唱祭、名前のとおり。しかし、それと違って楽器やさまざまなダンスや舞踊を含んで、詩吟も含んで多彩な内容が多種。もっと発展していくことをこれから願っていくわけですが、相楽の文化を創るつどいへの補助金は50万円です、現在。会場費やその他で大半はかかってしまうのではないかと。それでお聞きをしたら、12団体はどんなふうに構成されてるんですかと聞いたら、申し込みを前提にしていると。そしたら、やっぱり経費がかかるからです、さまざまな参加者の。その経費がかかるから手を上げることを遠慮しておられる、辞退される団体はいっぱいあるのではないかと思います。とすれば、50万円の補助金は、こここそ、もっと増やすべきではないかと私は思いますけれども、以上3点、お伺いします。

○議長 事務局、答弁願います。

○福田主幹 今、酒井議員のご質問で、1点目の財源はというところでございますけれども、資料集の11ページをご覧くださいと思います。

その右側に、このふるさと市町村圏計画、その実施計画をつけさせていただいておりますけど、20年から24年までが前期基本計画になってまして、その基金計画の部分なんですけれども、20年度の部分につきましては、先ほどの補正予算でご承認いただきました額で歳入歳出補正予算分の額で計画を書いております。また21年度欄につきましては、ただいま提案をしております21年度の当初予算ベースでのところでございます。22年から24年までの3カ年につきましては、あくまで予定でございましてのでご覧いただきたいと思っておりますけれども、この事業名の事業欄のところの平成21年度でしたら下から四つ目に相楽地区文化交流事業交付金(新規)、これをずっと22年、23年まで見ていただくと、3年間継続してやっていこうという計画を現時点で持っております。

財源ですが、一番上の基金額、これは7億円をお預けして、現時点では23年の備考欄の下のところを見ていただきますと、基金7億円満期とありまして、平成24年3月30日、ここまでは先ほど申しましたように、5年間の定期をお預けをしておりますので解約はできないと。すると逆にもったいないというか、そういうことになりますので、ここまでは基金7億円は動かさない計画を持っております。その2行目なんですけれども、基金額、剰余金積立金というところがあります。平成20年度で1,403万円、これは

先ほど予算書のところで説明しました京都銀行木津支店の部分でございます。この剰余金積み立て分を基本的には今後前期基本計画期間内で全額解約をして、それを財源として事業をしていきたい、こういうふうに計画をしているところでございますので、財源確保としましては剰余金積立基金の解約により実施をしていくとこういうことで、最終24年の前期基本計画最終年度としては剰余金積立基金、2行目は、0円になっております。ですから、この創設します相楽地区文化交流事業交付金800万円につきましては、現時点では毎年800万円を平成21年度から平成23年度までの3年間にわたり、構成市町村に対し交付金を交付します。

あと相楽の文化を創るつどいの件につきましても、第16回ということで、16年前は平成5年度に、あじさいホールでやったんですけれども、当時の経費は約150万円から200万円という多額な金額を使ってやっております。最近、実行委員会ということで、実際に50万円の補助金を交付して、出演者の12団体の皆さんで一切の当日の運営等も実行委員会でやっていただいていると。ですから、今、酒井議員ご指摘のあるように、実際のところは出演料はいただいておりますけれども、実際出演しようとなりますと、もし日本舞踊等でありましたら着付け等の経費も必ずかかるといいます。そういう経費については各団体で一切持っていていただくということでございますし、そういうことによって出演団体の辞退、名乗りを上げられたいということもあらうかと思っておりますけれども、基本的には50万円の経費をもってこの文化事業の支援をしていきたい。またそういうような各市町村ごとの枠を超えた、1市3町1村全体での文化事業をここであと数年間は継続してやっていきたいと、こういう思いでおりますので、前期基本計画の間でこの辺の事業費の割り当てにつきましても今後検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、本年度のご提案は昨年度と同等の50万円の補助金で、やらせていただいております。

あと交付金は、今回の提案は各市町村に交付するということでございますし、各市町村の委員会も23年度国民文化祭に向けて実行委員会で取り組みをされると思っておりますし、それらにかかる経費の一部を支援していきたいということでございますので、ご理解願いたいと思います。

- 2番酒井議員　　今の答弁を受けて、その上で意見があるわけですが、国民文化祭に向けての積み立てというか、市町村、自治体に対する交付金なんだというそこまではいいんですけど、それぞれ使い方は市町村で考えなさいよと、勝手にしなさいよと、有効に使ってくださいよということだと思っておりますが、現に本当にその間の自治体財政の逼迫の中でさまざまな地域の団体や研究団体も含んで補助金がどんどん、どんどんカットされているのが事実です。そのためにこそ広域事務組合のこのお金が生きて使えないのかなという思いを、どうしても自分の心の中で払拭できないと思います。自治体が

本当に国民文化祭に向けてのそういう団体や研究団体、サークルも含めてですね、使っていただくことを前提としながらですけども、どういうふうに使われるのか、それだけでいいです、そのことと、先ほどの相楽の文化を創るつどい、何で50万円しかないんだと。以前は、スタート段階で、150万があったということを聞いておりますけども、今まで広域事務組合でもそういうことが余り大事にされなかったんじゃないかなという印象も含めまして、もっと大事に援助をせないかと。これこそ市町村ができないんです、支援ですから。広域事務組合としての広域圏の活動の中でこそ、やってほしいという思いもどうしても強く持ちます。だから合唱祭を先ほど引き合いに出しましたが、あそこはサークルです、あくまでも。文化のつどいもサークルみたいなものそうなんですけども、あまり陽の当たらない、発表の場が少ない人たちがせっかく設定されたそういう発表の場を、支援をしてあげられたら、そしてあわせて相楽圏域住民にも私自身も、先ほど申したとおり初めて参加させてもらい感動させてもらいました。知らない人もはるかに多いのではないかとということも含んで、もっとPRすべきではないかと、結果をお伝えしていくという、そういうことが大事なんではないかと思うわけです。

ほかにも質問したい点があるんですが、それをまず2点。ここに立って言わせてもらいましたが、再度、とっていただくのであれば、ぜひお願いします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 相楽地区文化交流事業交付金ということですけども、決して国民文化祭だけに目を当てているものでなしに、こんなすばらしい全国レベルの大きなイベントがある、そのことをきっかけにして、それぞれの地域文化をどうそのレベルをあげていくのか。自らこういった関わりにどう立ち上がっていくのか、そういうことに対してそれぞれ市町村で文化振興の思いで支援をしていただく。このことは国民文化祭が終わったら、さあしまいやということではなしに、さらにこのことが一つのきっかけになって、文化の大きな流れをさらに発展させていただくという期待を込めて事業を進めようかということになったんですよ。本来、こういった1.25%の利子をどういうふうに使おうかということは、まさに今、文化とかそういう面ではなかなか陽の当たらない人たちにも、こういう相楽広域圏の中でこの取り組みをやることによって、私は文化にもっと目を向けてもらえるとそんなことを期待しながら初めてのこの事業でありますので、私は誇りを持っていただいているのではないのかなと。皆さんからの大きなご理解をいただいたらうれしいなとそうように思っています。ただ相楽の文化を創るつどい等についての50万円ではという話がありました。私はお金を出すことが文化振興につながるということは必ずしも私はないと。自ら実行委員会形式をとって、何回となしに議論をされ、ああいったすばらしい催しに発展をしていただいた、その人たちの私は大きな力、そのことに感謝をして、そのことがさらに大きな輪になっていくことを期待し、この交

付金をそんな思いで市町村にお願いしているところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 ほかに。

炭本議員。

○1 番炭本議員 10 ページの新規事業についてお伺いいたします。

平成22年度の平城遷都1300年祭、平成23年度の国民文化祭がこの地域で行われるわけなんですけれども、その新規のこれは一番今後、相楽が発展するかしないかの一番大事なことだと思うんです。観光に向けて相楽を全国に発信したり、PRするのが一番大事だと思うんです。そこで近ごろ新聞を見ていると、笠置町においては、間違っていたらごめんなさい、いろんなことをされていることが新聞報道されていた。それを相楽として、一体として連携したというふうには相楽も木津川市でもいろんな案はありますけれども、今後やっぱりそのところのお考え、2011年に向けてどう取り組んでいくのかというところの意見があったら、頂戴いたします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 当然、大事な私は事業だと思います。こういうチャンスに、地域産業を興していくかということも、文化も含めて観光事業というのは、いかに大きいかと思っております。だから京都府山城広域振興局としても、こういうことに非常に注目をされる中でいろんな動きを今立ち上げられようとしているわけでありましてけれども、私たちもそういう面では鈍感ではなしに注目をして、そして我々からも注目できるような対応の仕方をしていきたいなどこのように思いますけれども、「相楽ふるさと塾」修了式の後、それぞれ塾生の皆さんからお一人お一人思いを投げかけていただきました。そこにもすごいいろんな提案もあったわけでありましてけれども、そういうこともあわせてこれからの課題として、またそれぞれの市町村の思いもこういった議会ともお話をいただく中で、京都府との関係も持ちながら、そのときに対応していけるようにしたいなとこのように思います。

○議長 炭本議員。

○1 番炭本議員 私も「相楽ふるさと塾」は受講したことはあるんですけど、各市町村もそれぞれいいことをやっておられます。相楽郡広域事務組合でやられるんですから、やっぱりそこをつなぐというところは一番必要だと思うんですね。笠置町、和束町、南山城村もぜひ観光に向けて、木津川市も、精華町もそうですけれども、やってるんだけど、そこをつなぐというところがないんですよ。そのところをつないでいていただきたいと思います。

○議長 ほかに。北議員、どうぞ。

○13 番北議員 先ほど代表理事の方から、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業につ

いての報告をされました。その中で1点言いたいのは、その方針に対して、相楽郡広域事務組合がやってくれば、相楽郡広域事務組合が4年間継続して仕事を受け継いでもらわれندろうかな。南山城村の交付金を見ますと、ほぼ62万8,000円というような状況になるんですけども、それについてやり直しするか、議会の方から提案するか、あんたとここれだけ、あんたとここれだけ、あと勝手に使いなさい、報告も何もいらない、何もしないということですかね。ということは先ほどおっしゃったように、平成23年の国民文化祭の報告、そのための目的に使いませんというのではなしに、相楽地域の文化発展のためにどう使っていただいても結構ですよ、だから報告も何もいらんですということなのか。

それともう1点、交付金額を出すのに、均等割30%、人口割70%となっています。東部町村はどんどん人口が減って、しかし、西部市町の方はどんどん増えているというような形で、これを単年度であればわかるのですが、3年、4年としていくということで、その西の方の市町の人口は、これ同じ割合でいいのか。人口割もええけども、そういう不満が出ないのかなということであります。広域行政はこのまま続けていくのかなというのが。

○議長 事務局長。

○林事務局長 北議員からのご質問でございます。

まず一つは、広域行政の今後の推進ですが、平成4年度に「ふるさと市町村圏」の指定を受け、16年続きましたが、一応、平成23年度に先、こちらの先ほどありましたように、ふるさと市町村圏基金7億円が満期を迎え、ただし先ほど北議員さんのお話がありましたように、昨年の暮れに総務省の方からふるさと市町村圏については、とうに廃止ですよという通知が来たわけです。それについては平成21年度に、京都府は中間、9月ぐらいになると思いますけども、関係市町村、自治体の協議を経て、方針を出すということでございます。つきましては、内容的には引き続き同じような形ですか、あるいは抜本的に変えて新しい時代に合った形にするのか、それはそういった広域そのものを廃止するのかなというようなことは、それぞれの圏域の中で決めてくださいというふうになっています。私どもとしましては、一昨年、第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画を策定したばかりでございます。これについては、当然、国の間では団体ではこういうふうなことは一定なっていくと判断しましたので、その契機については、今後、平成23年度まではこういった形で継続しながら、それ以降については、ここ1年のうちに一定の方向性を出していきたいなというふうな形で思っているところでございます。

それからもう1点は、報告につきましては、一般団体や住民団体でありませんので、市町村に対する交付金でございますので、いわゆる領収書をつけたり、細かいそういっ

たものは考えておりません。これは先ほど代表理事の話にありましたように、平成23年の国民文化祭に向けての情報、文化的な仕事をしていくということで少しでも各市町村の財源として財政に役立ててもらおうということで、現在は基金そのものの価値は、ただ単に置いておいても、これは余り意味はございませんので、そういったことで。

それから割合については、これは平成4年、5年にいただいた分で返しますので、いわゆる木津川市や精華町の人口が増えた分ではなく、当初に貸していただいた分で、それを持って、お返しをしているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 北議員。

○13番北議員 実は、総務省の方からこういうふうなのが来ておると。先ほどの職員の皆さんが、15分間、原案であれば時間を減らしましょうということは、今、4人職員がおられます。1日1時間の労働時間がなくなります。そういうことであれば、約1年間に、約大体、もろもろ除いたら200時間。その200時間の労働はもう減るわけですね。今のところ除いたんやけども、実際、今やってはることで、今現在何年かやっている人に対して、またえらい仕事が増えて大変じゃないんだろうかということで、そういう話をさせていただいたので、今まで職員の方、ご苦労さんでございという話になるんだけど、勤務時間が減って、ただその中の実際に我が身にかかってくるんちゃうかなという老婆心から言わせていただきました。

あと一つ、そういうことで局長の方からどのように23年度までは、このままいきますよと、基金は解約するというのでいろいろ考えていましょうという話だと思うんです。それと我々の町村は、財政の本当に厳しいもんで。南山城村の出資金額は、4,949万円、約5千万円ということになっていますが、3年したらかなり基金が減ってくるんで、そういうのは、どうしたらいいですか。やっていかれるという強い言葉でございますが、ちゃんとやっていただきたい。とりあえずそれで62万8,000円というのは村の方にはお任せしますと。このことは何も言いませんよって。

○林事務局長 報告はいただきますけども、一般団体にいたしますように、いわゆる報告書をつけたり、そういう細かいことまでは考えておりませんと。ただしこの趣旨に基づいた形で使いたいという報告をいただきたいということです。

○議長 なければ質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号 平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり慎重なご審議を賜り、大変ありがとうございます。

議員の皆様方の今後ますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます。大変ご苦勞さ
んでございました。

ありがとうございました。

(午後3時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 奥野 卓士

会 議 録 署 名 議 員 石田 春子

//

岩崎 宗雄